

鞍手町庁舎等建設設計等業務委託プロポーザル 参加表明書等評価要領

【評価1】鞍手町庁舎等建設設計等業務委託プロポーザル参加表明書等評価要領（以下「本評価要領」という。）は、本プロポーザルにおける参加表明書等の評価について記載したものであり、参加表明書を提出した参加者に対し、本評価要領に則り事務局（鞍手町総務課庁舎等建設推進係をいう。）において評価を行い、技術提案書等の提案依頼者を決定するものである。

1 評価方法・技術提案書の提案依頼者の選考

評価方法は、事務局が以下の評価項目ごとに評価及び採点を行い、評価点の合計の上位5者程度を選考し、技術提案書等の提案依頼者を決定する。

なお、評価点の合計が同点で順位付けが必要な場合は、次の①から④の順序により判断を行うものとする。

- ① 「本評価要領 2（2）」の点数が高い者を上位とする。
- ② 「本評価要領 2（3）」の点数が高い者を上位とする。
- ③ 「本評価要領 2（1）」の点数が高い者を上位とする。
- ④ 「本評価要領 2（4）」の点数が低い者を上位とする。

2 評価項目と評価点の配点

評価点は、100点満点とし、評価項目及び評価点の配点は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 会社評価 | 20点 |
| (2) 管理技術者評価 | 20点 |
| (3) 各主任技術者評価 | 60点 |
| ア 総合担当 | 内15点 |
| イ 構造担当 | 内10点 |
| ウ 電気設備担当 | 内10点 |
| エ 機械設備担当 | 内10点 |
| オ 造成担当 | 内15点 |
| (4) 協力事務所評価 | 減点評価 |

3 評価項目ごとの評価採点基準

(1) 会社評価

会社評価の評点は4点満点とし、以下の判断項目、判断基準により評点を算出し、評点の合計である満点の4点で除した値に、配点20点を乗じて会社評価の評価点を算出する。また、評価点は、小数点以下第一位を四捨五入して算出する。

ア 同種又は類似主要実績

- ① 同種又は類似主要実績の規模、実施件数を評価する。
- ② 同種又は類似の延べ床面積3,500㎡以上を基準とし、以下の基準ごとに評点を与える。

同種又は類似の延べ床面積3,500㎡以上の 新築に関する業務実施件数	評点
5件	1.0
3～4件	0.8
2件	0.6
1件	0.4

イ 能力技術者数

- ① 設計事務所に所属する技術者（以下「所属技術者」という。）の人数について、資格の種別ごとの技術者の多少によって設計事務所の技術能力を評価する。
- ② ランクに基づき所属技術者を分類し、ランクごとの技術者数に資格係数をそれぞれ乗じて得た値を合算することで能力技術者数を算出し、その人数に応じて評点を与える。
- ③ 一人の技術者が複数の資格を保有する場合は、主に担当している分野で判断することとし、複数のランクに計上することは認めない。

ランク	主な資格	資格係数
一級等	一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 建築設備士、技術士（電気、機械設備部門）	1.0
二級等	二級建築士、一級電気工事施工管理技士 一級管工事施工管技士、電気主任技術者	0.6
その他	二級電気工事施工管理技士、二級管工事施工管技士 建築設備検査資格者、消防設備士	0.2

判断基準：能力技術者数	評点
30人以上	1.0
20人以上	0.8
10人以上	0.6
10人未満	0.4

ウ 保有資格係数

- ① 所属技術者について、能力技術者数と所属技術者数により技術者が保有する資格（能力）を評価する。
- ② 能力技術者数を技術者数で除して保有資格係数を算出し、その係数に応じて評点を与

える。

- ③ 保有資格係数は、小数点以下第三位を四捨五入する。

保有資格係数＝能力技術者数÷技術者数

判断基準：保有資格係数	評点
0.80以上	1.0
0.50～0.79	0.6
0.50未満	0.2

エ ZEBに関する実績

- ① 建築物のZEB化に関するZEBプランナー業務実績（計画、コンサルティング）、設計業務実績を評価する。
- ② 建築物のZEB化に関するZEBプランナー業務実績（計画、コンサルティング）又はZEB化に関する設計業務（以下「ZEB実績」という。）の延べ床面積3,500㎡以上を基準とし、以下の基準ごとに評点を与える。

ZEB実績の延べ床面積3,500㎡以上の新築に関する業務実施件数	評点
5件	1.0
2件～4件	0.8
1件	0.6

※上表の実績は協力事務所の実績でも可能とする。

(2) 管理技術者評価

管理技術者の評点は5点満点とし、以下の判断項目、判断基準により評点を算出し、評点の合計である満点の5点で除した値に、配点20点を乗じて管理技術者の評価点を算出する。また、評価点は、小数点以下第一位を四捨五入して算出する。

ア 経験年数

- ① 管理技術者の経験年数を評価する。
- ② 実務経験年数を基準とし、以下の基準ごとに評点を与える。

評価基準：実務経験年数	評点
23年以上	1.0
18～22年	0.9
13～17年	0.7
12年未満	0.6

イ 同種又は類似業務の実績

- ① 管理技術者の同種又は類似実績を評価する。
- ② 管理技術者の業務実績で提出された実績 5 件について、同種又は類似実績の規模、実施件数で評価する。
- ③ 同種又は類似の延べ床面積3,500㎡以上を基準とし、以下の基準ごとに評点を与える。

同種又は類似の延べ床面積3,500㎡以上の新築に関する業務実施件数	評点
5 件	1.0
3～4 件	0.8
2 件	0.6
1 件	0.4

ウ 立場実績評価

- ① 管理技術者の業務実績で提出された実績 5 件について、実績の立場、実施件数で評価する。
- ② 実績 1 件ごとに以下の基準で評点を与え、実績 5 件に対して 5 点満点で除した値を本項目の評点とする。また、評点は、小数点以下第二位を四捨五入して算出する。

判断基準：経験した立場	評点
管理技術者	1.0
主任技術者	0.6
担当者	0.2

エ 受賞歴

- ① 管理技術者の業務実績で提出された受賞歴（最大 3 件）について、受賞歴の内容で評価する。
- ② 合計評点を 3 で除し、小数点以下第二位を四捨五入して算出する。

判断基準：受賞案件の立場	評点
同種又は類似の新築設計での受賞	1.0
同種又は類似の改修設計での受賞	0.6
その他の受賞	0.2

オ 手持ち業務

- ① 管理技術者の業務実績で提出された手持ち業務の件数で評価する。
- ② 以下の基準ごとに評点を付与する。

判断基準：手持ち業務量	評点
同規模程度：1件以下	1.0
同規模程度：2件	0.6
同規模程度：3件以上	0.2

(3) 各主任技術者

総合、構造、電気設備、機械設備、造成の各主任技術者評価は、主任技術者ごとに評点を4点満点とし、以下の判断項目、判断基準により評点を算出し、評点の合計を満点の4点で除した値に、次の主任技術者ごとの配点を乗じて各主任技術者の評価点を算出する。また、評価点は、小数点以下第一位を四捨五入して算出する。

主任技術者の種類	配点
総合担当主任技術者	15
構造担当主任技術者	10
電気設備担当主任技術者	10
機械設備担当主任技術者	10
造成担当主任技術者	15

ア 経験年数

- ① 各主任技術者の経験年数を評価する。
- ② 実務経験年数を基準とし、以下の基準ごとに評点を与える。

判断基準：実務経験年数	評点
13年以上	1.0
8～12年	0.8
5～7年	0.6
5年未満	0.5

イ 同種又は類似業務の実績

- ① 各主任技術者の同種又は類似実績を評価する。
- ② 各主任技術者の業務実績で提出された実績3件について、同種又は類似実績の規模、実施件数で評価する。
- ③ 同種又は類似の延べ床面積3,500㎡以上を基準とし、以下の基準ごとに評点を与える。

総合、構造、電気設備、機械設備の各主任技術者評価

同種又は類似の延べ床面積3,500㎡以上の新築に関する業務実施件数	評点
3件	1.0
2件	0.7
1件	0.4

造成の主任技術者評価

都市計画法第29条に基づく開発許可申請等を福岡県内で行った業務件数	評点
3件	1.0
2件	0.6
1件	0.2

ウ 立場実績評価

- ① 各主任技術者の業務実績で提出された実績3件について、実績の立場、実施件数で評価する。
- ② 管理技術者と同じ判断基準で評価することとし、実績3件に対して3点満点で除した値を本項目の評点とする。また、評点は、小数点以下第二位を四捨五入して算出する。

エ 手持ち業務

- ① 各主任技術者の業務実績で提出された手持ち業務の件数で評価する。
- ② 総合担当主任技術者の判断基準は、管理技術者と同じとする。
- ③ 構造、電気設備、機械設備、造成の主任技術者は、以下の基準ごとに評点を与える。

判断基準：手持ち業務量	評点
同規模程度：2件以下	1.0
同規模程度：3件	0.6
同規模程度：4件以上	0.2

(4) 協力事務所評価

総合、構造、電気設備、機械設備の各業務を再委託した場合、再委託した業務ごとに以下の基準で評価点を減点する。

判断基準：再委託内容	評点
一括再委託	-1.0
各種計算や図面作成	-0.6
単純な図面作成等の一部業務	-0.2

以上